

日光市鬼怒川温泉駅前再整備基本計画策定支援業務プロポーザル募集要項

1 目的

日光市（以下、「市」という。）では、令和6年度に日光市鬼怒川温泉駅前再整備検討市民委員会を設置し、鬼怒川温泉駅前再整備について意見を徴したうえで、市議会との調整を経て整備基本方針を策定した。

本業務では、鬼怒川温泉駅前の再整備にあたり、新たに建設する施設及び更なる利活用を図る駅前広場の具体的な機能、構成及びその事業に係る諸条件を整理し、整備基本計画の策定を支援することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 日光市鬼怒川温泉駅前再整備基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「日光市鬼怒川温泉駅前再整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行箇所 日光市鬼怒川温泉大原地内
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月10日（火）まで
- (5) 見積上限額 10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 支払方法 業務完了後の一括払い

3 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる要件を満たしている企業又は共同企業体とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 単独企業に関する要件

- ア 過去10年以内に国又は地方公共団体発注の公共施設基本計画策定支援業務の完了実績があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- エ 市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- オ 市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。（登載されていない場合、建設工事入札参加資格者登録手続きを行うことが条件となるため、詳しくは担当課へ問い合わせること。）
- カ 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (2) 共同事業体の要件
 - ア 自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - イ 代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
 - ウ (1) ア～クの要件については、共同企業体の全ての構成企業が満たしていること。

4 選定スケジュール

- (1) 公募開始及びプロポーザル募集要項の配布
令和7年4月16日(水)
- (2) 参加表明書等に関する質問書の受付提出期限
令和7年5月9日(金)午後5時まで
- (3) 参加表明書等に関する質問書に対する回答
令和7年5月14日(水)
- (4) 参加表明書等受付期限
令和7年5月16日(金)午後5時まで
- (5) 一次審査
令和7年5月29日(木)
- (6) 書類選考(一次審査)結果通知
令和7年6月9日(月)以降
- (7) 企画提案書の受付開始
令和7年6月10日(火)
- (8) 企画提案書に関する質問書の受付期間
選定結果の通知日から令和7年6月17日(火)午後5時まで
- (9) 企画提案書に関する質問書の回答
令和7年6月24日(火)
- (10) 企画提案書の受付期限
令和7年7月11日(金)午後5時まで
- (11) プレゼンテーション、ヒアリング及び二次審査
令和7年7月17日(木)

(12) 選定・非選定通知書の発送

令和7年7月25日（金）予定

※各日程は事務の都合により変更する場合があるので留意すること。

5 参加の手続き

(1) 募集要領等の配布

ア プロポーザルの公表及び関係資料の配布：令和7年4月16日（水）から
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

担当部署（日光市観光経済部藤原観光課）で配布するほか、日光市ホームページからダウンロードする。

(<https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/6/1026/20/1/9704.html>)

(2) プロポーザル参加申請書等の内容及び提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加申請書、資料等（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

（ア）プロポーザル参加申請書（様式1）

（イ）会社・団体概要書（様式2）

（ウ）市税の滞納がないことの証明

※市への納税がない場合、「所在地の自治体への滞納がないことの証明」（納税証明書）を提出すること。

（エ）消費税及び地方消費税の納税証明

※（ウ）及び（エ）については、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

（オ）類似業務実績調書（様式3）

（カ）総括責任者の実績及び能力に関する調書（任意様式）

（キ）配置技術者及び業務従事者に関する調書（任意様式）

（ク）共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書

②共同企業体協定書

③委任状

④使用印鑑届

（ケ）提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

①法人登記簿謄本（1部） ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

②法人定款

（コ）提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

①団体の規約

②役員一覧

※（ウ）、（エ）及び（コ）については、日光市指名競争入札等参加資格者名簿登載事業者の場合は不要。

(3) 日光市一般（指名）競争入札等参加資格者名簿への登録

プロポーザル参加希望者で日光市一般（指名）競争入札等参加資格者名簿への登録がされていない事業者は、以下の日光市ホームページから必要書類を準備し、プロポーザル参加申請書と合わせて提出すること。なお、書類が不備の場合登録できないため、注意すること。

<業者登録（入札参加資格審査申請）／日光市公式ホームページ

(https://www.city.nikko.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/4346.html)>

(4) 提出場所：「15 担当部署及び問い合わせ先」のとおり

〒321-2595 日光市鬼怒川温泉大原 1406 番地 2

日光市観光経済部藤原観光課

(5) 受付期限 令和7年5月16日（金）午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(6) 提出方法 次の受付時間において持参又は郵送（書留郵便または宅急便に限る。）

(7) 受付時間 土日及び祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(8) 参加表明書等に関する質疑

参加表明書等に関する質問は質問事項を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。（様式4）

なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話やFAXでの質疑応答は行わないので注意すること。※説明会は行わない。

ア 提出先 電子メールアドレス：kankou-fujihara@city.nikko.lg.jp

電話：0288-76-4111

イ 提出期間 令和7年5月9日（金）午後5時まで

(9) 質疑に対する回答

回答方法：令和7年5月14日（水）午後5時までに、参加表明者全者に電子メールで回答する。

6 一次審査（書類選考）結果通知

提出された参加表明書等について書類選考をおこなった上、参加表明書提出者全員に参加資格審査結果通知書（様式5）を文書又は電子メールで通知する。

参加資格要件を満たしている者には、プロポーザル参加指名通知書（様式6）により企画提案書等提出の要請を行う。なお、選考結果等についての問合せには応じない。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者は、次に掲げる書類を提出期限内に持参又は郵送（書留郵便または宅急便に限る。）すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- ・様式任意、用紙はA4判縦型、左綴じ（図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可）。
- ・ページ数は上限30ページ以内、カラー可。
- ・使用する文字は12ポイント以上とする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。提案書に記載する内容は以下のとおり。

- (ア) 業務実施方針
- (イ) 基本計画策定手法
- (ウ) 民間活力の検討手法
- (エ) 複合施設機能及び駅前広場整備に係る検討手法
- (オ) 事業費等コスト算出に関する手法
- (カ) 財源確保に対する検討手法
- (キ) 管理運営に関する検討手法
- (ク) その他提案事項
- イ 業務の実施体制
- ウ 総括責任者及び担当技術者の経歴等
- エ 総括責任者業務実績（詳細）
- オ 工程表
- カ 価格提案書（見積書）・内訳書
- (2) 提出書類の作成
 - ア 可能な限り両面印刷とすること。
 - イ イラスト・写真等を用いてもよい。
 - ウ 表紙・目次を付け、通し番号を付すこと。
 - エ 全体をフラットファイルに綴じ、表紙には業務名称及び提出日を明記すること。
- (3) 提出場所 〒321-2595 日光市鬼怒川温泉大原 1406 番地 2
日光市観光経済部藤原観光課
- (4) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで
※提出期限後に到着した企画書類は無効とする。
- (5) 提出方法 次の受付時間において持参又は郵送（書留郵便または宅急便に限る。）
- (6) 受付時間 土日及び祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時
- (7) 提出部数 提案書類6部（正本1部・副本5部）及びDVD等に保存した電子データ（PDF形式）を1部提出すること。
- (8) 企画提案書に関する質疑
プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問事項を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。（様式7）
なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話やFAXでの質疑応答は行わないので注意すること。※説明会は行わない。
ア 提出先 電子メールアドレス：kankou-fujihara@city.nikko.lg.jp
電話：0288-76-4111
イ 提出期間 令和7年6月17日（火）午後5時まで
- (9) 企画提案書に関する質疑に対する回答
回答方法：令和7年6月24日（火）午後5時までに、企画提案者全者に電子メールで回答する。

8 プレゼンテーション、ヒアリング及び二次審査

一次審査で選定された者について、企画提案書等に対するプレゼンテーション、ヒアリングを実施する。

なお、参加人数については、提案1者につき2名以内とする。

(1) 実施日時 令和7年7月17日(木)

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 所要時間60分程度(説明30分・質疑応答20分・準備後片付け10分)

(3) 留意点

ア 事前に提出した提案書類を用いて説明すること。

イ 市が準備するものは、大型モニターのみとする。パソコン等必要なものについては、提案者が準備すること。

(パソコンはモニターとの接続のため、HDMI 端子で映像が出力できること)

ウ インターネット環境は使用できないものとする。

(4) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(5) 審査方法

企画提案書、価格提案書(見積書)、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて評価する。

9 受託候補者の選定方法

(1) 失格者を除いた者の内、審査表(採点表)に基づき、企画提案書等の内容を審査、採点し、受託候補者として特定する。

(2) 合格点が最も高い者が2名以上いるときは、審査委員長が審査委員に諮って決定する。

(3) (1)、(2)に関わらず、総合点が満点の2分の1未満の場合は候補者として選定しない。

10 選定結果通知

結果通知書(様式8)により、企画提案者全者へ電子メールにて通知する。

11 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(2) 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(3) 価格提案書(見積書)の金額が2(5)の委託上限額を超える場合

(4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) 評価に係る審査員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 提出書類の取扱い

(1) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、日光市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(2) 提出書類は選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1 3 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と市との間で、協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、日光市財務規則第83条第1項の各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

1 4 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

1 5 担当部署及び問い合わせ先

日光市観光経済部藤原観光課

〒321-2595 日光市鬼怒川温泉大原 1406 番地 2

電話：0288-76-4111

電子メールアドレス：kankou-fujihara@city.nikko.lg.jp